

鹿沼市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年12月15日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫毅

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査
- (2) 同法第199条第2項の規定による行政監査（随意契約について）

2 監査の期日、対象及び場所

- (1) 令和5年9月15日、行政経営部（本庁2階 中会議室）
〔 行政経営課、人事課、税務課、納税課、契約検査課 〕
- (2) 令和5年11月17日、市民部（本庁2階 中会議室）
〔 生活課、協働のまちづくり課、市民課、人権・男女共同参画課 〕

3 監査の着眼点

(1) 財務監査

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行は正当な権限者が行いその手続は適正か。
また、執行の専決権限付与の手続は適正か。
- ウ 事業の目的は明確になっているか。
また、基本構想その他関係がある計画に即したものであるか。
- エ 関係法令等に基づいて適正に執行されているか。
- オ 事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。

(2) 行政監査（随意契約について）

- ア 随意契約とした理由は明確かつ適切か。
- イ 契約相手の特定及び選定等の方法・手続きは適正に行われているか。
- ウ 予定価格の積算及び設定は適切に行われているか。
- エ その他の契約内容は妥当か、履行確認・評価は適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

(1) 財務監査

- ア 予備監査として、監査対象部局より提出された関係書類に基づき、令和5年度における事務事業の執行状況及び文書及び備品等の保管及び整備状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。
- イ 本監査として、関係職員の出席を求め、事務事業の執行等について聴取と質疑等を行った。

(2) 行政監査（随意契約について）

- ア 予備監査として、令和5年4月4日に関係部局に対して令和4年度における随意契約の状況について書面にて事前調査を行い、必要に応じ書面にて関係職員に説明を求めた。
- イ 本監査として、関係職員の出席を求め、随意契約の状況について聴取と質疑等を行った。

5 監査の結果

事務事業の執行状況及び文書、備品等の保管及び整備状況並びに随意契約に関する事務について監査し、その事務については法令に適合し、正確に行われ、かつ最少の経費で最大の効果を挙げるようにしており、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

6 指摘事項

(1) 財務監査

ア 行政経営部

行政経営部が所管する収納事務において、令和4年度の出納整理期間中（令和5年4月から5月）に令和4年度の収入とすべきもののうち1件について、誤って令和5年度分の収入として処理をしていた。出納閉鎖期間中は現年度及び前年度の歳入歳出処理が並行して行われるため、より注意を払い事務処理を行う必要がある。今後の再

発防止と適正な予算管理のため、チェック体制やマニュアルを見直し、有効な対策を講じることを望むものである。

(2) 行政監査（随意契約について）

指摘すべき事項はなかった。

7 意見等

(1) 財務監査

ア 令和5年度は第8次鹿沼市総合計画の2年目に当たる。「花と緑と清流のまち」、
「笑顔あふれるやさしいまち」の実現に向けて、10年間の基本構想、5年間の
基本計画、単年度の実施計画で構成されている。このうち令和5年度の実施計画
には80事業が掲載されており、監査対象部局では行政経営部が2件、市民部が
8件掲載されている。いずれの事業においても監査時点では適正に執行されてい
るものと認められるものであり、引き続き目標の達成に向け事業の実施に努めて
いただきたい。

イ 服務規程に関する書類のうち、「時間外勤務命令簿」及び「週休日の振替簿兼及び
代休日の指定簿」については他の服務規程に関する書類に比べ誤りが多い傾向に
ある。誤りの原因は職員の制度に対する理解不足によるものであると同時に、制
度自体が複雑であることが挙げられる。

一方で、服務規程を所管する人事課において試行導入していた就業管理システム
が、令和5年12月より本格稼働となったため、今後はこれらの誤りが解消され
ることが期待される。引き続き関係職員に対してはマニュアル等を再度確認する
よう周知を行い、関係規則等の定めるところにより適正に制度を運用することを
求める。

(2) 行政監査（随意契約について）

鹿沼市が策定している『随意契約締結の指針』では随意契約の特徴として、「随意契
約は一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも
一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によっ
てはそのすべてを満たすことができないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力
を熟知のうえ選定できることから、その運用が適切であればその長所を發揮し、所期
の目的を達成することができる。しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方が
固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の確保を損なうことにもな
りかねないので、注意する必要がある」と記載されている。

各部局における令和4年度の随意契約件数を予備監査により調査した結果、行政経

営部が52件、市民部が42件であった。このうち、契約の相手方が5年以上連続している契約は、行政経営部が32件、市民部が13件であった。随意契約による契約相手は、一部において固定化している傾向にあるものと見受けられたが、本監査において抽出により監査したところ、それぞれの契約については各部局ともに合理的判断に基づいて締結されているものと認められた。

地方公共団体の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外的な方法であることを基本としながらも、随意契約の締結に際しては『随意契約締結の指針』をはじめとする各種マニュアルを十分に理解した上で契約事務に当たっていただきたい。